

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.17 (2022.5.5)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 海老原宏美さんのことば P 1~2
- ② 「陳情裁不上程告発判」不当反列！ P 2~3
- ③ 「裁判ごっこ」(お知らせ) P 3
- ④ 戦争と平和について—ウクライナと日本— P4~8
- ⑤ 本の紹介コーナー『三鷹事件』 P8

「すごいですね」「偉いですね」と、よく言われます。「辛いでしょね」「きっと想像を絶するご苦労をされてきたでしょうに」とも、よく言われます。でも、私は、人生において一度もそんな風に思ったことがないのです。

たやすく思い通りには動かないこの身体は、生まれた時からそのようなものとして在り、それが私にとってはごく自然の当たり前のものであるからです。猛ダッシュしたり、ハイパージャンプができた身体であったなら、動けない今を多少は恨めしく、過去の体に憧れるかもしれません。でも、自分でも気づかないほどむにゅゅと、でも確実に動かなくなっていくこの肉体は、これでいてこそ私のものなのです。

私はよく「死んでいく身体の中に生き続ける感じ」と表現します。恐ろしいと感じるかもしれませんが、面倒なことも多いですが、案外おもしろいこともあるのです。一番おもしろいことは、世の中や自分をじっくりとみることができるようになることです。

一般的に「生とは？死とは？」なんて小難しいことを考えなければいけない時、訳が分からなくなって、その場を誤魔化し、やり過ごすために「ちょっと散歩してこよう！」とか「余計なこと考えずに仕事しよう！」と、体を動かしたりしませんか？ でも、私の身体は、気分転換になるほど動きませんから、仕

方なく考え続ける訳です。強制的に、座禅組まされている状況と似ているかもしれませんね。すると、モヤモヤしたものの向こう側が、少しずつ見えてくるのです。私は、自分の身体が思うように動かないことが辛いのではなく、動かないこの身体を、私の望む通りに動かしてほしいというのが伝わりにくいことが辛いのだ、とか、嚙下障害があることが辛いのではなく、食事に誘いにくく思っている友人たちの忖度が辛いのだ、とか、そんな風に、自分と障害との関係性が、ふんわりと見えてくる。そうすると、障害なんていうものは、社会の側に引き受けさせてしまえばいいではないか、と気持ちが解放されていくのです。

こんな身体が自由にならない私を見て「私も海老原さんのように自由になりたい」と言ってくれる人もいます。私が自由に見えるのは、不自由な部分を、全て社会に引き受けさせて、自分自身は案外気楽に生きているからかもしれません。

自分の中に障害を背負いこまない。遠慮せず、やりたいことはやりたいと言う。そして、やる。自分が障害だと思っていることを社会に投げてしまうと同時に、誰かが障害だと思っていることを、私も引き受ける。偉くもないし、可哀そうでもない。みんな、持ちつ持たれつ。そういう社会創りの一端を、私も担うことができれば、と思います。

「風よ君の声がする～海老原宏美を想うみんなの集い～」
で「拾った」ことば (2022.4.22) ※適宜改行しました。

ご自由にお持ちください



【海老原宏美】

1977年神奈川県出身。1歳半で脊髄性筋萎縮症（SMA）と診断され、3歳までの命と告げられる。車いすを使いながら小学校、中学校、高校と地域の普通校に通い、大学進学を機に24時間介助を受けながらの一人ぐらしをスタート。2002年からは自力での呼吸が難しくなり人工呼吸器を使って生活している。障害者の自立を支援する「自立生活センター東大和」理事長。2016年度東京都女性活躍推進大賞を受賞（海老原宏美著『わたしが障害者じゃなくなる日』（旬報社）より）

海老原宏美さんが12月24日に亡くなられた。

彼女と親交があったわけではない。何年か前に、市内で企画した映画会の代表になってもらえないかと、自立センターに頼みに行ったことがある。映画会の期日が2月であることから、もしインフルエンザに罹ったら命取りになると言われ、代表の話は断念せざるを得なかった。対面でお話したのはその1度だけだ。

海老原さんについては、その発言や行動からホンモノであると感じていた自分は、手元にあった横田弘『^{ほむら}炎群——障害者殺しの思想』（しのめ発行所）を進呈した。脳性マヒ者である横田弘氏（故人）は青い芝の会の活動家で、この人もホンモノであると信じていた。40年以上前の本だが、自分などが持っているよりは、海老原さんのほうがはるかに有意義だと思ったからだ。

それだけの付き合いではあったが、「東大和市にとって」などという地域枠を大きく超えて、本当に惜しい人であった。

心臓の機能不全があり、そのレベルが少しずつ低下し、動くとき息切れが激しくなって来ているのだと自分のことを話したら、あっけらかんとして「障害者の世界によろこそ！」と言われ、気の小さな自分は、少しショックだった思い出がある。



【陳情不上程告発裁判報告】

不当判決！

2020年2月、東大和市議会3月定例会において、「東大和市子ども・子育て憲章」制定見直しを求める陳情が「議長預かり」とされ、市議会でいっさい審査されなかったことを不服として、同年11月18日、東京地裁立川支部に、東大和市長を被告として損害賠償と謝罪広告の掲載を求める訴訟を起こしました。

9回の口頭弁論を経て、4月21日（木）、同地裁立川支部の小池将和裁判長より、判決の言い渡しがありました。結果は「控訴棄却」、不当判決です。判決主文は以下の通りです。

主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。



判決文全文を自由と人権 HP に載せておきましたので、ご覧ください。

<http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/sonogo/index.htm>



判決文は、被告の主張、証拠のみを採用したもので、納得しかねる内容です。

原告の主張や証拠に対して法的・論理的な根拠を示して結論を導いたものとは、とても言えない代物であり、現在、控訴を前提に、今後の取り組みを考えています。

また、6月5日には報告集会も予定しています。どうぞ、ご参加ください。

判決当日傍聴に来てくださった皆さま、これまで傍聴に駆けつけてくださった皆さま、そして心をお寄せくださった皆さま、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

まだまだ裁判は続きます。控訴となれば、これからは霞が関の東京高等裁判所が舞台になります。

場所は東大和からは遠くなりますが、今後ともご支援をよろしくお願ひします。

主催：自由と人権
問い合わせ：榎本
(090-1884-5757)

裁判ごっこ (第5回公判)

事件名：損害賠償請求事件

被告：東大和市(東大和市議会)

原告：東大和市内外市民

公判日時：6月5日(日)午後1時30分～3時30分

法廷：東大和市立中央公民館202法廷(学習室)

新型コロナ感染対策のため、マスク着用等、ご配慮をお願いします。

体調のすぐれない方、熱のある方はご参加をお控えください。

参加希望者は事前の連絡をお願いします。

2020年2月、「東大和市子ども・子育て憲章」制定見直しを求める陳情が、東大和市議会において、「議長預かり」として不当にも審議すらされず、葬り去られました。このことを不服として、同年11月、東京地裁立川支部に提訴しました。

今年4月21日(木)、その裁判の判決がありました。損害賠償・謝罪も「棄却」という不当判決です。その報告と、今後の取り組みについて話し合います。

また、この裁判に関する集会チラシが、同公民館長の恣意的な判断によって、書き換えさせられた事件の裁判についても報告します。

裁判をサカナに、カンカンガクガク、みんなで言いたい放題、みんなで話し合ひましょう！



戦争と平和について —ウクライナと日本—

【志位共産党委員長の発言から】

4月8日の東京新聞の記事である。

ウクライナ情勢を受けての発言であろうと思われるが、いささか踏み込みすぎてはないかという感想を持った。

この発言を受けて、日本維新の会や国民民主党が騒いでいる。彼らにとっては歓迎すべき内容であろうに、批判するというのもそもそもおかしい話だ。

両党の関係者の批判は、志位委員長の発言内容と党の綱領との間に矛盾があるとするもので、参議院選を前にして、共産党にいちゃもんをつけておきたいという、低いレベルの動機から発したものだろう。

では、綱領との関係は実際にはどうなっているのだろうか。

「2019年11月5日、第8回中央委員会総会で、2020年1月の第28回党大会議案として承認」とする日本共産党綱領では、自衛隊についての記載は次のように記されている。

四、民主主義革命と民主連合政府

〔国の独立・安全保障・外交の分野で〕

3 自衛隊については、海外派兵立法をやめ、軍縮の措置をとる。安保条約廃棄後のアジア情勢の新しい展開を踏まえつつ、国民の合意での憲法第九条の完全実施（自衛隊の解消）に向かったの前進をはかる。（下線筆者）

これを見ると、政権を掌握しても直ちに自衛隊を解消するわけではなく、国民の合意の下で自衛隊の解消を進めると読める。その意味では、志位氏の発言内容と同じことが綱領に書いてあるわけではない。しかし、自衛隊解消までの措置として自衛隊を活用することがあり得る、と読み取ることは不可能ではない。であれば、発言内容と綱領が矛盾しているとは言い難い。問題となるのは綱領との整合性ではなくて、その思想性だと思う。

政権を狙う政党の立場としては分からないではないが、ウクライナでの戦争を受けてすらいかなのだから、これがもしアジア・極東のことであつたら、中でも日本自体のことであつたら、と考えると、この発言よりもさらに踏み込まざるを得なくなるのではないかと危惧する。

【9条へのこだわり】

革新系自治体が増えた70年代、同系の地方自治体の首長が、災害訓練や演習に自衛隊を組み込むこと

1年)4月9日(土曜日)

東京新聞

共産党の志位和夫委員長が、有事の際には自衛隊を活用すると訴え、同党の安全保障政策への理解を求めている。ロシアによるウクライナ侵攻が背景にある。憲法九条護憲論を巡り、いざという時には防衛力を行使する用意があると、現実的な見解を持っている点をアピールすることで、支持を広げる狙い。夏の参院選で候補者調整を進める立憲民主党は歓迎するが、日本維新の会や国民民主党は批判している。

共産は、自衛隊は違憲との立場だ。党綱領では「国民の合意での憲法第九条の完全実施（自衛隊の解消）に向かったの前進を図る」と明記する。

志位氏は七日の党会合で、東アジア地域の平和実現に向けた外交努力の重要性に触れた上で「万が一、急迫不正の主権侵害が起きた場合には自衛隊を含むあらゆる手段を行使して、国民

共産「有事には自衛隊行使も」

立民は歓迎 9条護憲巡り現実路線へ

の命と日本の主権を守り抜く」と強調した。自衛隊を活用する理由については①九条は無抵抗主義ではない②個別的自衛権は存在③必要に迫られた場合、その権利を行使することが当然などと説明した。

立民の泉健太代表は八日の記者会見で「国民は自衛隊の存在は大変大切だと認識している。多くの政党が『国防を担うのは自衛隊だ』と認識するのは良いことだ」と評価。「自衛隊や日米安全保障条約が国民共通の前提だとの認識を、共産も踏まえつつある」と語った。

これに対し、維新の松井一郎代表は記者団に「支離滅裂のご都合主義だ。参院選前に共産党のイメージを変えたいのだろう」と指摘。国民民主党の榊葉賀津也幹事長は会見で「貫して一度しっかり読み返してみたい」と疑問を呈した。

に関して消極的だったことがあった。訓練や演習であったからそれですんでいたのか、実際に災害に見舞われたときにも、その矜次を守り通せたかは不明だが、そのこにだわり続けた姿は、個人的には評価したい。

自衛隊の本務は国防と、必要に応じた治安維持であり(自衛隊法 3 条 1 項)、災害派遣は本務ではなく、いわば「副務」といってよい。自衛隊を違憲の存在であると認識し、その縮小、解消を目指すものとするれば、災害派遣だからと言って安易に出動要請はしない、または要請を前提とした計画は立てないという姿勢は、志位委員長の立場と(表出した内容は正反対だが、)重なる面があろう。

しかし、地方自治体の住民の安全を預かる者として、それでは済まないことも事実である。もし自衛隊の災害派遣を安易に要請しないのであれば、消防庁の格上げとか、災害救助隊の創設とかの対応も、併せて試みられなければならない。

あるいは、(禁じ手とはなるが、) 災害救助を自衛隊の本務として位置づけ、順次国防からその任務の範囲を拡大していくなどの方法も考えられはする。しかし、このことには防衛省自体の側からの強い反発と反対が予測されよう。

いずれにしても、難しい問題ではある。それでも、何らかの代替え措置の考案と具体化は、自治体の責任者として求められるだろう。

現在の自衛隊の災害派遣は、あくまでも本務外の任務だが、反面、日本の国民に自衛隊の存在を認知させるための手段を(意図的であろうとなかろうと)伴っている。現在のところ、その企み(もう少しはっきりと言えば、「9 条改憲の企み」といってもいい)は成功しているといえる。

であればこそ、災害派遣であろうと、国防であろうと、自衛隊の活用には慎重でありたい。



【「戦争反対」の内実】

ロシア軍のウクライナ進行を受けて、「戦争反対」「ロシア軍のウクライナ領からの撤退」という点ではほとんどの人々が一致し、抗議活動や被災者支援に取り組み、現在もその取り組みは続いている。

しかし、例えばウクライナへの軍事支援の是非や、ロシアへの経済制裁の是非、武器を持って侵略軍に戦うことの是非などになると、人により、立場により見解は大きく異なる。とりわけ、侵略に対する抵抗の戦いをどうとらえるかは、その人の戦争反対の思想をあぶりだすことになる。

侵略に対していたずらに戦いを挑むのではなく、降伏してしまうことこそが本当の反戦平和の思想で、武器を持って立ち上がることが偽りの反戦者であるなどと、言うつもりはない。そのような外部からの決めつけではなく、あくまでも個人の内面の問題としてとらえたい。

戦争には反対だが、平和を守るための戦争はその限りではない。当たり前のように聞こえるが、誰でも気づくように、ここにはすでにいくつかの矛盾が内包されている。「平和のために戦争する」という概念的な矛盾であり、「殺されないために殺す」という、人のあり方としての矛盾である。

「殺すな!」といい、「殺されるな!」とって、現実問題として、戦争という「殺さなければ殺される」という切迫した場面で、そのような対応は(限られた局面ではあり得ても)、全体的には意味をなさ

ないだろう。

とすれば、そのような場面には赴かないこと、そのような状況にならないように日頃からの構えが必要となる。ここで道は2つに分かれる。個人的には軍への入隊を拒否するか否かであり、集団的には（国家として）、軍事力を放棄し、永世中立の立場を目指すか、重武装し、より強大な国家との軍事同盟を組むことである。現在の日本は後者の道を突き進んでいる。

【国家としての在り方】

ここからは個人のことはいったん脇に置き、集団（国家）のあり方に絞って考えてみたい。

今の日本のように、軍備拡張を進め軍事強大国家を目指す道と、以前の日本のように、あくまでも防衛だけに限定し、侵攻があった場合は武器を持って戦うことを是認するという道だ。しかしどちらも侵攻には武器を持って戦うという意味では、これら二つの路線は根本的には大差なく、専守防衛を表看板にしていた以前の日本が、今日のように際限のない軍拡に突き進むのは、ある意味当然であると言える。

これに対し、軍備を徹底的に放棄し中立化を目指すというのが、日本国憲法が本来示している内容である。

もし国がその方向性をたどるなら、不慮の衝突を避けるべく、常日頃から他国との友好関係を保たねばならない。中でも近隣諸国との関係は重要だ。近隣だからこそ敵対的にもなりやすいし、不要な誤解も生じやすいからだ。

今の日本のように軍事力を強化し、武力を増大させればさせるほど近隣諸国の猜疑心は増し、不信感が高まっていく。まして日本はかつての侵略国家なのだ。

【軍拡の悪循環】

防衛のためにと軍備拡張を進めると、最終的には相手国よりも強力な武力を持たなければならなくなる。相手国も同様に考えるだろうから、際限のない武力強化の悪循環に陥るしかない。

その結果、軍事産業が異常に肥え太り、軍需に靡かない産業（ばかりでなく、学問・研究等）は疲弊し、衰退していく。医療、福祉、教育といった社会保障費はやせ細り、庶民の生活は困窮する。すべては戦争準備に向けて動き出す。

武器・兵器の消費のために、戦争しなくてはならないアメリカのような国家となる。今、日本は、その後塵を拝そうとしている。

核兵器保有国同士の関係でいえば、全員死滅へのカウントダウンとなる。我々はその道を突き進むのか。



【日本国憲法】

日本国憲法の前文は次のように記されている。

（前略）日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐

怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

その具体的な表現が、第二章 戦争の放棄である。

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

【日本の敗戦体験から】

現在ウクライナに侵攻しているロシア軍が直ちに兵を引くこと、それが即時かつ全面的に進められなければならないことは言うまでもない。

いっぽう、現在戦乱のさなかにあるウクライナに直ちに、武器を捨てよとは言ふことにはためらいがあるが、武器を置き早急に停戦の実現を図ることは必要であろう。少なくとも欧米からの強力な武器提供を次々と受け、勝利するまで戦うということには疑問を感じないではいられない。

ウクライナとは立場が違うが、日本も同じような、いやそれ以上の犠牲を払っている。自ら始めた侵略戦争の結果、沖縄戦では日米軍人を含め 12 万人以上の戦死者を出し、そのうちの 3/4 は沖縄住民であったという。さらに日本全土の都市が無差別爆撃を受け、焦土と化し、広島、長崎に原爆が投下され、無辜の民衆が一瞬にして失われた。アジア・太平洋戦争での日本の戦死者は軍人、民間人を含め 300 万人以上、日本が侵略・侵攻した地域の戦争犠牲者（死者）は 2000 万人以上といわれる。



日本国憲法、とりわけ第 9 条はこれらの人々の犠牲の上に成り立っている。さらに憲法は、アジア・太平洋の被侵略国家への不戦の誓いでもある。

ご都合主義とも聞こえるかもしれないが、もし日本がもっと早くに停戦を決めていれば、これほどの犠牲者を出さずに済んだ。今のウクライナにも同じことが言えるだろう。侵略戦争の被害国という主張がそれを阻んでいるとしても、市民の受ける犠牲には変わりはない。大切なのは、一刻も早く戦争を終わらせることだ。

本来であれば、日本こそが調停に乗り出し、ウクライナ側にも早急な停戦を勧めるべき立場にある。しかし、実際にやっていることは正反対で、欧米に倣って、ヘルメット・防弾チョッキ・ドローンといった「兵器」を供与している。

ウクライナのゼレンスキー大統領の国会内でのオンライン演説に対し、細田衆院議長は「国民を鼓舞し続ける大統領に敬意」を伝え、山東参院議長は「戦いに勇気に感動」と述べた。いずれも被災住民の存在をかえり見ない、思慮に欠ける発言と言わねばならない。

(この項未完)

※戦争と平和の問題は、個人と国家、侵略と防衛、武装と非武装、軍事同盟と非同盟、核兵器と軍需産業にまつわる問題、そして日本固有の天皇制の問題など、多岐にわたるテーマが付きまとう。一朝にして結論を出せる問題ではないし、ひとことで済ませられる問題でもないことは自覚しているつもりだ。

これからも多くの異論や様々な情報によって考えの不備を補い、深めていかななくてはならない。皆さんからのご意見（できれば強い反論を）をお待ちしたい。

【本の紹介コーナー】

石川逸子著『三鷹事件 無実の死刑囚竹内景助の詩と無念』（梨の木舎）

この国には、陰に陽にアメリカの影が付きまとう（加えて言えば、消滅を免れた大日本帝国の生き残り、そしてその孫子が、大手を振って闊歩している）。

「三鷹事件」は、知れば知る程不可解な出来事だ。犯人とされた竹内景助の二転三転とする供述。検察の共同謀議による起訴と、単独犯で死刑とする裁判所の判決。

背景には、中国・朝鮮での共産党政権の成立、日本でも共産党の躍進を受け、これを警戒した GHQ が反共方針に転じ、レットページと大量解雇組が行われるという、騒然とした世相のなかで三鷹事件は起きた。

同じころ、下山事件・松川事件といった類似の疑惑を感じさせる事件も起こっている。

詩人の石川逸子は、容疑者とされた竹内の獄中での詩作を丹念に読み解き、その心理、心情に迫り、当時の社会的な背景や、そこから繰り出される警察・検察権力の手腕を推定し、竹内が冤罪であることを確信していく。

一審で無期懲役が確定し、これを不服として控訴した二審では、書面審査だけで一審の判決を覆し、死刑判決が出た。このことも異常な対応であったが、さらに上告した最高裁では、7対8の極小差で死刑判決を確定させた。竹内は最高裁で死刑判決が確定した後も、裁判長に上申書を出し、無実を訴え続けた。

しかし再審申し立てが実現しそうになった直前、1967年1月18日、竹内景助さんは獄中で無念の死を遂げた。死因は脳腫瘍であった。

獄中で激しい頭痛や嘔吐を訴えても、「詐病」「抗菌反応」として取り合ってもらえなかったのは、スリランカ人、ウィシュマ・サンダマリさんの時と同じである。獄中での見殺しである。

これほどまでに疑惑が多く、裁判の経過も異様であった三鷹事件だが、いまだに再審を目指した闘いは続いている。竹内景助さんの無念の獄中死の後、長男の健一郎氏が、再審請求を継続しているのである。一日も早く冤罪が晴らされ、事件の真相が暴かれる日が来ることを願ってやまない。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

三鷹事件 無実の死刑囚 竹内景助の詩と無念



石川逸子
著

梨の木舎

優しい少女の目を
傾いた軒の下で
乏しい夕餉の仕度をしながら
けむりにむせる子らよ
すべては天災よりも非道な
暗い制度のための迫害です